

現行の関連規則 目次

1	興行場法施行条例施行規則	1
2	食品衛生法施行細則	3
3	旅館業法施行細則	8
4	理容師法施行細則	11
5	美容師法施行細則	14
6	クリーニング業法施行細則	17
7	公衆浴場法施行細則	21

（趣旨）

第一条 この規則は、興行場法施行条例（昭和五十九年千葉県条例第十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第二条 条例第二条に規定する申請書は、興行場営業許可申請書（別記第一号様式）とする。

2 条例第二条の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、申請者が営業者からその興行場の営業を譲り受けた場合であつて、当該営業に係る従前の許可の内容（第一号又は第二号に掲げる図面に係るものに限る。）に変更がないときは、その変更がない図面の添付を省略することができる。

一 興行場の平面図及び配置図

二 興行場の周囲二百メートル以内の排水等の状況を示す見取図

三 申請者が法人の場合にあつては、登記事項証明書

四 条例第二条ただし書又はこの項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面

（承継の届出）

第三条 条例第二条の二第一項に規定する届出書は、興行場営業承継届出書（相続）（別記第二号様式）とする。

2 条例第二条の二第一項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を継承すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第四条 条例第二条の二第二項に規定する届出書は、興行場営業承継届出書（合併）（別記第三号様式）とする。

2 条例第二条の二第二項の規則で定める書類は、届出をしようとする者の法人の登記事項証明書とする。

第五条 条例第二条の二第三項に規定する届出書は、興行場営業承継届出書（分割）（別記第四号様式）とする。

2 条例第二条の二第三項の規則で定める書類は、届出をしようとする者の法人の登記事項証明書とする。

（変更等の届出）

第六条 条例第三条に規定する届出は、興行場営業変更届出書（別記第五号様式）又は興行場営業停止（廃止）届出書（別記第六号様式）を提出して行わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

（興行場法施行細則の廃止）

2 興行場法施行細則（昭和五十六年千葉県規則第七十九号）は、廃止する。

附 則（昭和六十一年六月十日規則第三十七号）

この規則は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

附 則（平成七年三月十日規則第十五号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十三年三月三十日規則第六十七号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和二年十二月二十八日規則第七十三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の興行場法施行条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和三年十二月二十八日規則第百二号)

この規則は、令和四年一月一日から施行する。(後略)

別 記

第一号様式

(第二条第一項)

二号様式

(第三条第一項)

第三号様式

(第四条第一項)

第四号様式

(第五条)

第五号様式

(第六条)

第六号様式

(第六条)

（趣旨）

第一条 この規則は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）の施行に関し、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「施行令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「施行規則」という。）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）及び食品衛生法施行条例（平成十二年千葉県条例第三号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（当該職員）

第二条 法第十条第一項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十九条第一項に規定すると畜検査員及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第三十九条第一項に規定する知事が指定する者とする。

（製品検査）

第三条 施行規則第二十四条の申請書は、製品検査申請書（別記第一号様式）によるものとする。

2 前項の申請書を受理したときは、食品衛生監視員は、試験品を採取し、その試料を適当な容器に納めた後、当該容器及び当該試験品と同一ロットを形成する製品を納めた容器等に標紙（別記第二号様式）をはり、これらを封紙（別記第三号様式）により密封して封印しなければならない。

（製品検査の合格の表示）

第四条 施行規則第二十六条の規定による合格証をもつて製品の容器包装に封を施すときは、食品衛生監視員の立会いの下で行わなければならない。

（検査命令書）

第五条 施行令第五条第一項の検査命令書は、検査命令書（別記第四号様式）によるものとする。

2 前項の検査命令書に記載する試験品の採取数量は、別表のとおりとする。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、試験品の採取数量を変更することができる。

（検査命令による検査）

第六条 施行規則第二十八条第一項の申請書は、検査申請書（別記第五号様式）によるものとする。

2 前項の申請書を受理したときは、食品衛生監視員は、試験品を採取し、その試料を適当な容器に納めた後、当該容器及び当該試験品と同一ロットを形成する製品を納めた容器等に標紙（別記第二号様式）をはり、これらを封紙（別記第三号様式）により密封して封印しなければならない。

（収去に関する物品の交付）

第七条 法第二十八条第一項の規定により食品衛生監視員が収去する場合において、営業者から求めがあるときは、事情の許す限り、その物品の一部を封紙（別記第三号様式）により密封して封印し、交付しなければならない。

（食品衛生管理者の届書）

第八条 施行規則第四十九条第一項の届書は、食品衛生管理者選任（変更）届（別記第六号様式）によるものとする。

（営業の許可の申請等）

第九条 施行規則第六十七条の申請書は、営業許可申請書・営業届（新規、継続）（別記第七号様式）によるものとする。

2 前項の申請書を受理したときは、食品衛生監視員は、その施設が条例第二条に規定する基準に適合するかどうかを実地に検査しなければならない。

（許可証）

第十条 知事は、法第五十五条第一項の規定により営業の許可をしたときは、営業許可証（別記第八号様式）を交付するものとする。

2 前項の営業許可証の交付を受けた者は、これを営業所内の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。

(許可営業者の承継の届出書)

第十一条 施行規則第六十八条第一項、第六十九条第一項及び第七十条第一項の届出書は、地位承継届(別記第九号様式)によるものとする。

(営業の届出書)

第十二条 施行規則第七十条の二の届出書は、営業許可申請書・営業届(新規、継続)(別記第七号様式)によるものとする。

(変更の届出)

第十三条 施行規則第七十一条に規定する届出は、営業許可申請書・営業届(変更)(別記第十号様式)により行うものとする。

(廃業の届出書)

第十四条 施行規則第七十一条の二の届出書は、営業許可申請書・営業届(廃業)(別記第十一号様式)によるものとする。

(適用除外)

第十五条 この規則(第一条を除く。)の規定は、千葉市、船橋市及び柏市の区域においては、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(食品衛生法施行細則の廃止)

2 食品衛生法施行細則(昭和二十三年千葉県規則第四十九号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に廃止前の食品衛生法施行細則(以下「廃止前の規則」という。)の規定により交付されている許可証等は、この規則の相当規定により交付されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に廃止前の規則の規定により提出されている申請書等は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則(昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成三年三月二十九日規則第二十九号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第二条の見出しの改正規定及び同条の改正規定(「当該吏員」を「当該職員」に改める部分に限る。)は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成四年三月二十六日規則第二十七号)

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成七年十一月二十一日規則第九十一号)

(施行期日)

1 この規則は、平成七年十一月二十四日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第十二条第一項及び第三項の規定による申請書により提出されているものは、改正後の食品衛生法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第十二条第一項及び第二項の規定による申請書により提出されているものとみなす。

3 この規則の施行の日前に改正前の規則の規定により調製した申請書等については、この規則の施行の日以後においても、平成九年三月三十一日までは所要の調製をして使用することができる。

4 平成九年三月三十一日までに調製される弁当であつて自動販売機を利用して行う営業に係るものの取扱いについては、改正後の規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則(平成十一年四月一日規則第三十六号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第十三

条第一項の規定により交付されている食品営業許可証については、改正後の食品衛生法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第十三条第一項の規定により交付されている食品営業許可証とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第十六条の規定により提出されている食品営業許可申請事項変更届については、改正後の規則第十六条の規定により提出されている食品営業許可申請事項変更届とみなす。

附 則 (平成十二年三月三十一日規則第七十三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の食品衛生法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十三年三月二十七日規則第二十八号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年三月七日規則第六号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年三月二十六日規則第三十三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の食品衛生法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十七年三月二十九日規則第五十二号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月三十一日規則第五十号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年三月二十八日規則第十九号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年十二月二十五日規則第六十九号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月四日規則第七十号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年五月二十九日規則第四十三号)

この規則は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び第二条の改正規定(「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年五月二十八日規則第二十五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の食品衛生法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第五条第二項）

一 食品

検査項目	包装形態	ロットの大きさ	検体採取のための開梱数	検体採取量（キログラム）	検体数
添加物（均一に分布するもの）	特定せず	一以上	一	〇・三	一
添加物（不均一に分布するもの）	特定せず	五〇以下	二	〇・三	一
		五一以上五〇〇以下	三	〇・三	一
		五〇一以上三、二〇〇以下	五	〇・三	一
		三、二〇一以上	八	〇・三	一
微生物	特定せず	一五〇以下	三	一・〇	一
		一五一以上一、二〇〇以下	五	一・〇	一
		一、二〇一以上	八	一・〇	一

二 添加物

品目	試験品の数量
法第十三条第一項の規定により規格が定められた添加物（タール色素を除く。）	三〇〇キログラム（知事は、製造の工程、方法等からみて公衆衛生上支障がないと認めるときは、これを上回る量とすることができる。）までごとに必要最小量

三 器具又は容器包装

品目	ロットを形成する製品数	試験品の数量
食品に直接接触する部分に鉛を含有する着色料を使用している陶磁製の飲食器 一 自動温度制御装置又は自動温度計測器を装置した焼成窯によつて製造されたもの 二 一以外の焼成窯によつて製造されたもの	八〇〇個以下	ロットごとに三個
	八〇一個以上一、三〇〇個以下	
一、三〇一個以上三、二〇〇個以下	五個	
三、二〇一個以上八、〇〇〇個以下	七個	
八、〇〇一個以上	一〇個	
フェノール樹脂製、メラミン樹脂製又はユリア樹脂製の飲食器	八〇〇個以下	一五個
	八〇一個以上一、三〇〇個以下	三個
	一、三〇一個以上三、二〇〇個以下	五個
	三、二〇一個以上八、〇〇〇個以下	七個
	八、〇〇一個以上	一〇個

第一号様式

（第三条第一項）

第二号様式

（第三条第二項及び第六条第二項）

第三号様式

（第三条第二項、第六条第二項及び第七条）

第四号様式

（第五条第一項）

第五号様式

（第六条第一項）

第六号様式

(第八条)

第七号様式

(第九条第一項及び第十二条)

第八号様式

(第十条第一項)

第九号様式

(第十一条)

第十号様式

(第十三条)

第十一号様式

(第十四条)

昭和三十三年四月一日

規則第十五号

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第八号）及び旅館業法施行条例（昭和三十三年千葉県条例第七号）に基き、旅館業法施行細則（昭和二十三年千葉県規則第五十一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）の施行に関し、旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「規則」という。）及び旅館業法施行条例（昭和三十三年千葉県条例第七号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第二条 規則第五条第一項に規定する施設についての旅館業法施行条例第五条の基準は、公衆衛生の維持に支障がないと認められる場合に限り、当該照度の五分の一まで緩和することができる。

（許可の申請）

第三条 規則第一条に規定する申請書は、旅館業営業許可申請書（別記第一号様式）とする。

（承認の申請）

第四条 規則第二条に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（合併）（別記第二号様式）又は旅館業営業承継承認申請書（分割）（別記第三号様式）とする。

第五条 規則第三条に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（相続）（別記第四号様式）とする。

（変更等の届出）

第六条 規則第四条に規定する届出は、旅館業営業変更届出書（別記第五号様式）又は旅館業営業停止（廃止）届出書（別記第六号様式）を提出して行わなければならない。

（電磁的記録）

第七条 条例第十二条第一号に規定する浴室の管理運営に係る記録について、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による作成を行う場合は、営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

2 条例第十二条第一号に規定する浴室の管理運営に係る記録及び同条第九号に規定する水質検査の記録について、電磁的記録による保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

3 営業者が、前項各号の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

（宿泊者名簿）

第八条 規則第四条の二第三項第二号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 室名

二 到着年月日

三 出発（予定）年月日

四 前宿泊地

五 行先地

附 則

この規則は、旅館業法施行条例施行の日（昭和三十三年四月一日）から施行する。

附 則（昭和三十六年一月十六日規則第一号）

改正 昭和三十六年 三月三十一日規則第一〇号

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されている証明書、許可証等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行前にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後においても、昭和三十六年三月三十一日（第九条中別記第百三十八号様式及び第百四十一号様式による用紙については、昭和三十七年三月三十一日）までは使用することができる。

一部改正〔昭和三十六年規則一〇号〕

附 則（昭和三十六年三月三十一日規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年十二月十日規則第七十三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて調整した用紙は、この規則の施行後においても、昭和三十八年三月三十一日までは所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和三十五年十月十五日規則第七十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年六月十日規則第三十六号）

この規則は、昭和三十一年六月二十四日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十三年三月三十日規則第六十三号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月七日規則第十三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に、改正前の旅館業法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年四月一日規則第五十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年三月三十日規則第三十三号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年七月十三日規則第四十八号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年十二月十四日規則第七十号）
（施行期日）

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年十二月二十八日規則第百二号）
この規則は、令和四年一月一日から施行する。（後略）

別 記

第一号様式

（第三条）

第二号様式

（第四条）

第三号様式

（第四条）

第四号様式

（第五条）

第五号様式

（第六条）

第六号様式

（第六条）

（趣旨）

第一条 この規則は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。）の施行に関し、理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号。以下「施行令」という。）、理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。）及び理容師法施行条例（平成十二年千葉県条例第四号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（開設届等）

第二条 施行規則第十九条第一項の規定による理容所の開設の届出書は、理容所開設届（別記第一号様式）によるものとする。

2 施行規則第二十条の規定による理容所の変更の届出書は、理容所開設事項変更届（別記第二号様式）によるものとする。

3 法第十一条第二項の規定による理容所の廃止の届出は、理容所廃止届（別記第三号様式）によらなければならない。

（確認書）

第三条 法第十一条の二の規定による確認は、理容所検査確認書（別記第四号様式）を交付して行うものとする。

（確認書等の掲示）

第四条 理容所の開設者は、前条の規定により交付された理容所検査確認書又は検査確認を受けたことを証する書類を客の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。

（承継届）

第五条 施行規則第二十一条第一項の規定による相続による理容所の開設者の地位の承継の届出書は、理容所開設者承継届出書（相続）（別記第五号様式）によるものとする。

2 施行規則第二十二条第一項の規定による合併による理容所の開設者の地位の承継の届出書は、理容所開設者承継届出書（合併）（別記第六号様式）によるものとする。

3 施行規則第二十二条の二第一項の規定による分割による理容所の開設者の地位の承継の届出書は、理容所開設者承継届出書（分割）（別記第七号様式）によるものとする。

（管理理容師に係る講習会の指定の公告）

第六条 知事は、法第十一条の四第二項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた講習会の開催の期日及び場所並びに当該指定をした日その他講習会に関し必要な事項を千葉県報に公告するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十六年十二月一日から施行する。

（千葉県理容師法施行細則の廃止）

2 千葉県理容師法施行細則（昭和三十三年千葉県規則第六十三号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、この規則による廃止前の千葉県理容師法施行細則（以下「廃止前の規則」という。）のそれぞれの規定により交付されている証明書、確認書等は、この規則の相当規定により交付されたものとみなす。

4 この規則の施行の際、廃止前の規則のそれぞれの規定により提出されている申請書等は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則（昭和五十九年一月三十一日規則第三号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際改正前の理容師法施行細則の規定により開設届を行つた理容所の開設者は、

当該理容所で業務を行う理容師が結核、皮膚疾患その他厚生大臣の指定する伝染性疾病にかかったときは、改正後の理容師法施行細則第十五条第二項の規定による理容所開設事項変更届により届け出るものとする。

附 則（昭和六十一年三月二十二日規則第六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律（昭和六十年法律第九十号）附則第四条第二項の規定により学科試験を免除される者に係る実地試験の受験手続における添付書類は、改正後の理容師法施行細則第七条第二項の規定にかかわらず、改正前の理容師法施行細則第八条の規定により交付を受けた理容師学科試験合格証明書又は他の都道府県知事が交付した学科試験の合格証明書及び写真（提出日前六月以内に撮影した上半身・正面・脱帽の縦六センチメートル横四・五センチメートルのもの）とする。

附 則（平成二年三月三十一日規則第二十九号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成四年五月六日規則第六十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年十二月六日規則第七十号）

この規則は、平成八年十二月二十六日から施行する。

附 則（平成十年三月三十一日規則第三十号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第百九号）附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる実地習練については、この規則の施行後も、なお従前の例による。
- 3 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる理容師試験については、この規則の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第七十号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年一月五日規則第三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十三年三月三十日規則第六十四号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月七日規則第十四号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十四年七月六日規則第六十二号）

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日規則第三十一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の理容師法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和二年十二月十四日規則第七十号）

（施行期日）

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年十二月二十八日規則第百二号）

この規則は、令和四年一月一日から施行する。（後略）

別 記

第一号様式

（第二条第一項）

第二号様式

（第二条第二項）

第三号様式

（第二条第三項）

第四号様式

（第三条）

第五号様式

（第五条第一項）

第六号様式

（第五条第二項）

第七号様式

（第五条第三項）

（趣旨）

第一条 この規則は、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号。以下「法」という。）の施行に関し、美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号。以下「施行令」という。）、美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号。以下「施行規則」という。）及び美容師法施行条例（平成十二年千葉県条例第五号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（開設届等）

第二条 施行規則第十九条第一項の規定による美容所の開設の届出書は、美容所開設届（別記第一号様式）によるものとする。

2 施行規則第二十条の規定による美容所の変更の届出書は、美容所開設事項変更届（別記第二号様式）によるものとする。

3 法第十一条第二項の規定による美容所の廃止の届出は、美容所廃止届（別記第三号様式）によらなければならない。

（確認書）

第三条 法第十二条の規定による確認は、美容所検査確認書（別記第四号様式）を交付して行うものとする。

（確認書等の掲示）

第四条 美容所の開設者は、前条の規定により交付された美容所検査確認書又は検査確認を受けたことを証する書類を客の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。

第五条 施行規則第二十一条第一項の規定による相続による美容所の開設者の地位の承継の届出書は、美容所開設者承継届出書（相続）（別記第五号様式）によるものとする。

2 施行規則第二十二条第一項の規定による合併による美容所の開設者の地位の承継の届出書は、美容所開設者承継届出書（合併）（別記第六号様式）によるものとする。

3 施行規則第二十二条の二第一項の規定による分割による美容所の開設者の地位の承継の届出書は、美容所開設者承継届出書（分割）（別記第七号様式）によるものとする。

（管理美容師に係る講習会の指定の公告）

第六条 知事は、法第十二条の三第二項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた講習会の開催の期日及び場所並びに当該指定をした日その他講習会に関し必要な事項を千葉県報に公告するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十六年十二月一日から施行する。

（千葉県美容師法施行細則の廃止）

2 千葉県美容師法施行細則（昭和三十三年千葉県規則第六十四号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、この規則による廃止前の千葉県美容師法施行細則（以下「廃止前の規則」という。）のそれぞれの規定により交付されている証明書、確認書等は、この規則の相当規定により交付されたものとみなす。

4 この規則の施行の際、廃止前の規則のそれぞれの規定により提出されている申請書等は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則（昭和五十九年一月三十一日規則第四号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際改正前の美容師法施行細則の規定により開設届を行った美容所の開設者は、当該美容所で業務を行う美容師が結核、皮膚疾患その他厚生大臣の指定する伝染性疾病にかかった

ときは、改正後の美容師法施行細則第十五条第二項の規定による美容所開設事項変更届により届け出るものとする。

附 則（昭和六十一年三月二十二日規則第七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律（昭和六十年法律第九十号）附則第四条第二項の規定により学科試験を免除される者に係る実地試験の受験手続における添付書類は、改正後の美容師法施行細則第七条第二項の規定にかかわらず、改正前の美容師法施行細則第八条の規定により交付を受けた美容師学科試験合格証明書又は他の都道府県知事が交付した学科試験の合格証明書及び写真（提出日前六月以内に撮影した上半身・正面・脱帽の縦六センチメートル横四・五センチメートルのもの）とする。

附 則（平成二年三月三十一日規則第三十号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成四年五月六日規則第七十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年十二月六日規則第七十号）

この規則は、平成八年十二月二十六日から施行する。

附 則（平成十年三月三十一日規則第三十一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第九号）附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる実地習練については、この規則の施行後も、なお従前の例による。
- 3 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる美容師試験については、この規則の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第七十一号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年一月五日規則第三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十三年三月三十日規則第六十五号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月七日規則第十五号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後

においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十四年七月六日規則第六十三号）

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日規則第三十二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の美容師法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和二年十二月十四日規則第七十号）

（施行期日）

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年十二月二十八日規則第百二号）

この規則は、令和四年一月一日から施行する。（後略）

別 記

第一号様式

（第二条第一項）

第二号様式

（第二条第二項）

第三号様式

（第二条第三項）

第四号様式

（第三条）

第五号様式

（第五条第一項）

第六号様式

（第五条第二項）

第七号様式

（第五条第三項）

（趣旨）

第一条 この規則は、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。）の施行に関し、クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号。以下「施行令」という。）及びクリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号。以下「施行規則」という。）並びに千葉県クリーニング所の衛生措置に関する条例（平成十四年千葉県条例第五十一号）及びこれに基づく規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（開設届等）

第二条 施行規則第一条の三第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出書は、クリーニング所開設届（別記第一号様式）によるものとする。

2 施行規則第一条の三第二項の規定による無店舗取次店の営業の届出書は、無店舗取次店営業届（別記第一号様式の二）によるものとする。

3 施行規則第一条の三第三項の規定による変更及び廃止の届出書は、クリーニング所の変更の届出書にあつてはクリーニング所変更届（別記第二号様式）により、無店舗取次店の変更の届出書にあつては無店舗取次店変更届（別記第二号様式の二）により、クリーニング所の廃止の届出書にあつてはクリーニング所廃止届（別記第三号様式）により、無店舗取次店の廃止の届出書にあつては無店舗取次店廃止届（別記第三号様式の二）によるものとする。

4 法第五条の二の規定による確認は、クリーニング所検査確認書（別記第四号様式）を交付して行うものとする。

（確認書等の掲示）

第三条 クリーニング業の営業者は、前条第四項の規定により交付されたクリーニング所検査確認書又は検査確認を受けたことを証する書類をクリーニング所内の客の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。

（承継届）

第四条 施行規則第二条の二第一項の規定による相続による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書（相続）（別記第四号様式の二）によるものとする。

2 施行規則第二条の三第一項の規定による合併による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書（合併）（別記第四号様式の三）によるものとする。

3 施行規則第二条の四第一項の規定による分割による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書（分割）（別記第四号様式の四）によるものとする。

（試験の公告）

第五条 法第七条第一項の規定により知事が行うクリーニング師の試験（以下「クリーニング師試験」という。）の日時、場所、願書提出期限その他試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、千葉県報に公告するものとする。

（受験手続）

第六条 施行規則第三条に規定するクリーニング師試験受験願書は、別記第五号様式のとおりとし、法第七条第三項の規定に該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（試験委員）

第七条 クリーニング師試験の実施に関する事務を行わせるため、クリーニング師試験委員（以下「試験委員」という。）を置く。

2 試験委員は、その都度知事が任命し、又は委嘱する。

（不正受験者に対する措置）

第八条 知事は、クリーニング師試験の受験者がその試験に関し、不正の行為をしたと認めるときは、その者の受験を停止し、若しくはその試験を無効とし、又は合格を取り消すことがある。

（免許申請書）

第九条 施行規則第四条に規定するクリーニング師の免許の申請書は、クリーニング師免許申請書（別

記第六号様式)によるものとする。

(免許証再交付申請書)

第十条 施行規則第六条第一項の規定によるクリーニング師の免許証の再交付の申請は、クリーニング師免許証再交付申請書(別記第七号様式)によらなければならない。

(免許証訂正申請書)

第十一条 施行規則第八条の規定によるクリーニング師の免許証の訂正の申請は、クリーニング師免許証訂正申請書(別記第八号様式)によらなければならない。

(登録抹消申請書)

第十二条 施行規則第十条第一項に規定する登録の抹消の申請は、クリーニング師登録抹消申請書(別記第九号様式)によらなければならない。

(返納届)

第十三条 施行規則第十条第二項に規定する免許証の返納は、クリーニング師免許証返納届(別記第十号様式)によらなければならない。

(研修及び講習の指定の公告)

第十四条 知事は、法第八条の二第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた研修の開催の期日及び場所並びに当該指定をした日その他研修に関し必要な事項を千葉県報に公告するものとする。

2 知事は、法第八条の三の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた講習の開催の期日及び場所並びに当該指定をした日その他講習に関し必要な事項を千葉県報に公告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十六年十二月一日から施行する。

(クリーニング業法施行細則の廃止)

2 クリーニング業法施行細則(昭和三十四年千葉県規則第二十六号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、この規則による廃止前のクリーニング業法施行細則(以下「廃止前の規則」という。)のそれぞれの規定により交付されている証明書、確認書等は、この規則の相当規定により交付されたものとみなす。

4 この規則の施行の際、廃止前の規則のそれぞれの規定により提出されている申請書等は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則(昭和五十九年一月三十一日規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十九年四月二十七日規則第三十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十一年三月二十二日規則第八号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二年二月二十三日規則第二号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(千葉県事務委任規則の一部改正)

2 千葉県事務委任規則(昭和三十一年千葉県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)の施行に関すること。

イ 第十条の四の規定による届出の受理に関すること。

附 則(平成三年二月二十八日規則第六号)

(施行期日)

1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にクリーニング所を開設している営業者（クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第五条第一項の規定による届出を行っている者を含む。）については、平成三年九月三十日までの間は、改正後のクリーニング業法施行細則第二条第一項第八号の規定は、適用しない。

附 則（平成八年十二月六日規則第七十号）

この規則は、平成八年十二月二十六日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第七十二号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年八月四日規則第百五十号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(千葉県事務委任規則の一部改正)

- 2 千葉県事務委任規則（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項第二十二号を次のように改める。

二十二 削除

附 則（平成十三年一月五日規則第三号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日規則第六十六号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年十二月二十七日規則第百五号）

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成十六年九月三十日規則第百五十六号）

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成三十年八月二十八日規則第五十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年十二月十四日規則第七十号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年十二月二十八日規則第百二号）

この規則は、令和四年一月一日から施行する。（後略）

別 記

第一号様式

(第二条第一項)

第一号様式の二
（第二条第二項）
第二号様式
（第二条第三項）
第二号様式の二
（第二条第三項）
第三号様式
（第二条第三項）
第三号様式の二
（第二条第三項）
第四号様式
（第二条第四項）
第四号様式の二
（第四条第一項）
第四号様式の三
（第四条第二項）
第四号様式の四
（第四条第三項）
第五号様式
（第六条）
第六号様式
（第九条）
第七号様式
（第十条）
第八号様式
（第十一条）
第九号様式
（第十二条）
第十号様式
（第十三条）

（趣旨）

第一条 この規則は、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の施行に関し、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「施行規則」という。）及び公衆浴場法施行条例（平成五年千葉県条例第三十二号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第二条 施行規則第一条に規定する申請書には、同条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建物の平面図及びその諸施設の配置図
- 二 建物の周囲四百メートル以内の道路及び人家等の大略を示す見取図
- 三 汚水排除の方法
- 四 燃料の種類

第三条 施行規則第一条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書（別記第一号様式）とする。

（承継の届出）

第四条 施行規則第二条第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書（相続）（別記第二号様式）とする。

第五条 施行規則第三条第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書（合併）（別記第三号様式）とする。

2 前項の届出書には、届出しようとする者の法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

第六条 施行規則第三条の二第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書（分割）（別記第四号様式）とする。

2 前項の届出書には、届出しようとする者の法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

（変更等の届出）

第七条 施行規則第四条の規定による届出は、公衆浴場営業変更届出書（別記第五号様式）又は公衆浴場営業停止（廃止）届出書（別記第六号様式）を提出して行わなければならない。

（電磁的記録）

第八条 条例第四条第十九号に規定する浴場の管理運営に係る記録について、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による作成を行う場合は、営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

2 条例第四条第十九号に規定する浴場の管理運営に係る記録及び同条第三十号に規定する水質検査の記録について、電磁的記録による保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

3 営業者が、前項各号の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。
(公衆浴場法施行細則の廃止)
- 2 公衆浴場法施行細則(昭和三十二年千葉県規則第四十七号)は、廃止する。
附 則(平成十一年十二月二十八日規則第八十九号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則(平成十三年三月三十日規則第六十八号)
この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則(平成十七年三月七日規則第二十五号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則(平成十九年三月三十日規則第三十六号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(令和二年十二月十四日規則第七十号)
(施行期日)
- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則(令和三年十二月二十八日規則第百二号)
この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第七条中公衆浴場法施行細則第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

別 記

第一号様式

(第三条)

第二号様式

(第四条)

第三号様式

(第五条第一項)

第四号様式

(第六条第一項)

第五号様式

(第七条)

第六号様式

(第七条)